

# 大正期から昭和初期における広島高等師範学校 附属小学校に見られる音楽教育観

——山本壽を中心として——

三村 真弓

(安田女子大学非常勤講師)

## I. はじめに

戦前の小学校における音楽教育の流れは、大きく3つに分けられる。すなわち、唱歌教育が徳育の手段であった明治時代、新教育運動などの影響を大きく受けた大正期から昭和初期、満州事変(昭和6年)を契機に国粹主義の国家体制に組み込まれていった昭和期戦前である。本論文で扱う大正期から昭和初期にかけては様々な新教育思想が生まれ、それに基づいた実践が行われた。一方でこの時期には、明治期以来唱歌教授のみ行われてきた唱歌教育から、歌唱・鑑賞・作曲・器楽などを含んだ総合的な音楽教育への転換の試みが見られる。この転換期に大きな役割を果たした実践家の1人に広島高等師範学校附属小学校(以下広島高師附小)の音楽専科の教師山本壽<sup>1)</sup>がいた。

当時、山本は鑑賞教育や唱歌劇の実践などで著名であったが、彼の音楽教育観及びその変遷は社会的状況や教育思想の影響を大きく受けていたと思われる。そこで本論文では、まず広島高師附小の主事佐藤熊治郎及び守内喜一郎の教育思想を概観し、さらに山本の音楽教育観を明らかにすることによって、彼の音楽教育観の背景にあったものは何であったのかを明らかにしたい。なお今回の調査では、同校の研究機関誌『学校教育』の創刊された大正3年1月から、山本が同校を退職した昭和14年3月までを対象とした。

## II. 広島高等師範学校附属小学校に見られる教育思想

大正期から昭和初期にかけて我が国では新教育思想が隆盛を極め、様々な学校でそれぞれ独自の方法論に基づいた実践が行われた。広島高師附小は従来の知識偏重の教育を批判しながらも、千葉師範学校附属小学校・奈良女子高等師範学校附属小学校・明石女子師範学校附属小学校・成城小学校などの新教育思想による実践を行った学校とは異なり、急進的な新教育運動に対し迎合しない立場を採り教科主義を貫いた。山本と

同時期に在職した広島高師附小の主事は、佐藤熊治郎<sup>2)</sup>(在職:明治44年~昭和4年3月)と守内喜一郎<sup>3)</sup>(在職:昭和4年4月~)である。

佐藤は、当時教育界において盛んに提唱された所謂児童中心主義に対し疑問を呈している。彼は「児童中心主義を鵜呑みにして考へると、或る方面で唱へてをる『教科課程を子供に順応せしむべきで子供を教科課程に順応さすべきではない』といふ主張も教育上動かし得ない一原則であるかの如く見える。……教育は個人的主観的非人格的から之に即して客観的普遍的に妥当するものゝ方への誘導である、言換へれば真善美の世界に導入するのが教育である。……取扱った材料の中には子供であるが故にといふことの為に動かすことの出来ない客観的一般的なものが含まれてをる。……客観的普遍的な規範によって統一されたものが科学的・倫理的・美的価値であるならば、真の児童中心は同時に材料中心課程中心でなければならぬ。」(史料4, pp.269~273)と述べている。さらに教材に関して、「客観的精神である文化財、其の文化財から選択される陶冶財は、それぞれ自己に固有の法則性を具へてをる。」(史料5, p.23)とし、所謂児童中心主義の教育思想に対し「此の時代の最大の欠陥は、……自己法則性を具へてをる陶冶財の重要性を看過したことである。……自由とか創造とか言ったところで、学習時代の者に新たな文化の創造を望み得る道理は存しないのである……」(史料5, pp.138~139)と文化財である教材を通じた教授の重要性を説いた。すなわち、「生命の泉から流れ出た文化財、其の文化財の中から選択された教材は子供の成長の為の単なる手段ではなくて其の目的である。子供は之を取入れて成長し、取入れることによって自分でも作為し得るまでに成長しなければならぬ。」(史料1, 第164号, 昭和2年, p.57)のであり、佐藤のこれらの主張は文化教育の立場に立ったものである。

佐藤は、音楽に関して「音楽について小学校令の施行規則にも中学校のそれにも「徳性の涵養に資するを以て要旨とす」と結んでをるが、修身以外の材料は凡

て道徳化をさけて其の本質から及ぶ自然の影響を主としなければならぬ。音楽は強く人間を動かす迫力を具へてをり、徳を語ることなくして而も純な感激を起こさしめる点に其の教育的価値が籠ってをる。」(史料5, pp.95~96)とした。

守内喜一郎は、「今や我が国は非常な難局に直面して居る。……我が国民は此難局と戦ひつゝ勇敢に真の日本精神を復興しつゝある。……従来教師中心の教育も児童中心の教育も借りものゝ嫌が多分にあったことは疑はれない。労作教育にしても、体験教育にしても、公民教育にしても、協同社会教育にしても、郷土教育にしても、生活教育にしてもこれを日本精神復興の立場から吟味して真に日本的なるものにして直さねばならぬ。」(史料2, 序)と問題意識を掲げている。守内も、佐藤と同様児童中心主義に対して批判的である。「児童中心の新教育は旧教育に反省の機会を与へ、従来の学校教育に新しい空気をつくった功績はこれを認めねばならぬが、今や此の新教育も、教育活動の本質から見、我が国柄から見て相当の批判を受けねばならぬ。凡て児童からと考ふる人達は伝統的の国家、社会を軽んじ勝になり、児童の個性を重視する功はこれを認めねばならぬが、家を重んじ、国を重んじ、家のために、国のために奉仕することを喜ぶ人間をつくることをやゝもすれば忘れ勝になる。」(史料3, p.3)のである。守内は、各教科には陶冶価値と独自の機構がある(史料2, p.8)とする。これは、佐藤のいう教材の有する自己法則性に等しい。守内は「各教科の教材は学校教育の目的を到達する為の教材である。従つて教材を通して児童生徒の全人を教育するものであり、陶冶するものである。」(史料3, p.2)とし、「各教科についての此の特殊の論理、特殊の価値を研究することが教材研究として極めて大切なことである…」(史料2, pp.8~9)と主張した。また、「国民精神の陶冶育成」「個性の陶冶助長」「協調の精神の啓培」の3つを小学校教科教育の根本方針としたいとし、「此の立場から各科教育の機構の改革を企図し、それによって我が国民を教育し、難局打開に寄与貢献する国民をつくりあげたいと考える。」(史料2, p.22)と述べた。

以上のように佐藤も守内も、児童中心主義に対しては批判的であり、教材及び教科課程に陶冶価値が存在することを主張した。

### III. 山本壽の音楽教育観

山本壽は、大正期から昭和期戦前において、東京高等師範学校附属小学校の田村虎藏・青柳善吾・井上武士や奈良女子高等師範学校附属小学校の幾尾純と並ん

で、音楽教育界の中心人物として著名であった。山本の音楽教育観の背景には、従来の行き過ぎた声音陶冶や読譜練習に対する批判や、適当なる唱歌教材の不足などの問題意識が存在する。

#### 1. 意義・目的論

山本は、「音楽は……其の感情表現が聴者に対して直覚的に浸徹することに依つて一般陶冶に尤も効果ある所である。……歌者の表現は直ちに聴者の感情と密接なる接触をなすことに依つて聴者は其の処に強烈なる感動を惹き起こす。…聴者がこれに依つて既に自己の音楽性を陶冶され、其の精神生活に触れることに依つて人格陶冶が行はれて居るのである。」(史料1, 第11号, 大正3年, p.232)と述べている。彼は「この音楽に対して特に普通教育に於て要求し得るものは音単に唱歌教授あるのみである。」(同上p.232)とし、この時点では唱歌教授を中心に考えていたことがわかる。しかし、歌を聴くことによって人格陶冶がなされるとする考えは、後の鑑賞教育論へと発展していくものである。音楽鑑賞教育の重要性については次のような記述がある。「子供は…多くは音楽の如きものは恐らく一生涯を通じて単に「聴く」程度に止まるものである。然らば如何に音楽の聴き方教授、則鑑賞教授が一般的なるかは知るゝだらうと思う。音楽鑑賞教授は音に一般的であるばかりでなく、実に唱謡、演奏、創作あらゆる方面の源泉である。唱謡も、創作も、演奏も、鑑賞を高め深めることに依つて高め深まる。」(同第187号, 昭和4年, p.121)。

山本の音楽教育の目的論は、以下の論述によって明らかである。「小学校の唱歌科は技能科では無い。随て唱歌を巧みに歌はせることそのことが最後の目的では無いのである。音楽の美の眼を開き、音楽愛好心を養ひ、性の伸展をはかり、音楽的感情を陶冶し、人間教育として真善美の円満なる発達を遂げしむることが最後の使命である。……児童の内的音楽を覚醒する為めには、先づ以て歌はしむることよりも聴かしむることに重きを置かなければならぬ。本来音楽は聴くべきもの、聴いて味ふことに依て内部音楽が覚醒され、内聴力が伸展する。」(同第214号, 昭和6年, p.76)。しかし時代が次第に国粹主義へと向かう中で、「小学校に於ける音楽教育の任務は、単なる美的情操陶冶のためであつてはならない。寧ろ大に国民的、日本の情操陶冶のためでなくてはならない。」(同第234号, 昭和7年, p.67)、「国民的な歌を歌はしめ、国民的な音楽を聴かしめ、味はしむることに依て、内部音楽を覚醒し、国民的情操を陶冶し、以て国民的、調和的人間をつくるのが本来の使命である。則ち、音楽の為めの音

楽教育ではなく、音楽に依る国民的情操陶冶が本来の使命である。」(史料2, p.381)と、彼の論も変化してくる。

## 2. 方法論

当時は、極端な声音陶冶、音程・音階練習、読譜教授などが行われる反面、それらを全く否定する(唱歌そのものをただ楽しく授けるといふもの)動きもあった。山本は「発声を正せば、それで音楽教育の目的が達し得られる。巧みに歌へなければ音楽教育の目的が達し得られぬと思ふならば、それは根本的謬見であらう。何故ならば普通教育に於ける音楽教育は眞善美の全人教育を施すための手段に過ぎない。」(史料1, 第187号, 昭和4年, p.117)と行き過ぎた技術偏重主義を批判しながらも、目的のための手段としてある程度の基礎練習が必要であるとし、また「平易な歌曲ならば授けたもので無くとも、独りで歌えるように導かなければならぬ」(同第54号, 大正7年, p.87)という立場から視唱法の会得の必要性を説いた。なぜなら、学校を離れてからの方が歌ったり聴いたりする機会が多く、そのためには学校において基礎を身につけさせなければならない(同上p.88)からである。彼の論は当時の音楽教育界に於ける論争の中庸に位置するもので、彼が、児童の心情を考慮しながらも、その音楽的な自律を目指していたことがわかる。

山本はこれらの考えに基づき、唱歌教授に対して独自の系統的な方法論を有していた(同第3号, 大正3年, pp.96~97, 及び史料7)。すなわち、音階練習や音程練習やリズム練習などの基礎練習は、歌曲の調性に基ついて、また歌曲の中の難しい或いは特徴的な一部分を用いて行う(同第144号, 大正14年, pp.113~114)のである。また彼は、既習曲を予備の段階で歌うことをせず、授業の最後に行う。唱歌の技術を練る上から見て最初に発声練習や音程練習をする必要がある(同第144号, 大正14年, p.113)からであり、また主眼教材と無関係な復習教材の歌唱は、授業への動機づけとならない(同第235号, 昭和7年, p.231)からである。

一方で彼は従来の唱歌教授のみの唱歌教育から、鑑賞を中心とした音楽教育への脱皮を図った。彼は「芸術教科に於ては「受容」と「発表」との二つの方面がある。若し受容が充分でなければ、随て発表も充分にすることは出来ない。」(同第92号, 大正10年, p.32), 「小学校に於ける音楽教育の一般的目的は、歌ひ手を作る為めでもなく、奏ひ手を作る為めでもなく、また作曲家を養成する為めでもない。帰する所、音楽的陶冶に価値を認めるのであるから、随て一般的に要求す

る所は、音楽の理會、鑑賞に其の最高価値を認めなくてはならぬ。……音楽鑑賞教育は…あらゆる表現の源泉である。歌ふことも、奏くことも、乃至は創造することも、実にその鑑賞力を深めることに依て高まる。」(同第180号, pp.147~148, 昭和3年)と鑑賞の重要性を説き、音楽活動の全ての基盤に鑑賞を位置づけた。つまり唱歌教授においても「教師の靈感的な美しい声に依つて児童の内的音楽を啓培し、彼等に音楽的滋養物を与えるのが最高の使命」(同第110号, 大正11年, p.83)であるし、「とにかく音楽鑑賞教授は歌謡教授とは全然別物の如く取扱はれがちであるが、これも少しく考へれば多くの場合歌謡教授と結びつけて自然に行ふことが出来るものである。」(史料3, p.10)のである。

山本は、大正期には「真に偉大なる国民音楽を建設せんとするならば、先づ以て児童に世界の優秀なる音楽を聴かしめよ。」(史料8, 序p.2)としているが、後には「シューベルトの子守歌を鑑賞させる前に、先づ以て祖国の子守歌を授くべきである。斯くして祖国の民謡を授け、国民的、民族的情操を陶冶し、その基礎の上に、更に世界的名曲を味はせるやうに組織立てられなければならぬ。」(史料1, 第295号, 昭和12年, p.172)と述べ、さらに「現代わが国音楽鑑賞教育は、……西洋音楽の鑑賞教育に偏してゐる。これは寧ろ国民教育の破壊であるとも見られる。何故ならば我等の使命は国民的情操教育といふ所にその尊さがあるのであつて、国民的ならざるものは如何に名曲であっても国民教育としては適当でないからである。」(史料2, p.386)と、時代と共に、国民的精神の発揚や日本の精神の涵養を意識する方向へと論点を変化させている。

ところで山本の鑑賞教育は、音楽の知的方面の指導によつて鑑賞力を深め高めていくという特徴を持つ。楽曲形式、楽器の音の弁別、長調短調の判別、曲の種別など、児童との問答形式により知識を修得させていく。彼は「形式がわかることによつて眞の鑑賞が出来るやうになる」(史料1, 第257号, 昭和9年, p.130)とし、「鑑賞教育の最後の目的は、勿論そのいゝ心持で音楽を聴き、それが充分了解出来るやうにと狙つては居るのです。而しながら、其所まで行く途中の仕事として、ピアノ、ヴァイオリン、横笛、その他の楽器の音を弁別する耳の作用を充分訓練してやりたいと考へて居るのです。つまり、此如き知的の仕事は全鑑賞教育の中の一部分の仕事でありますし、又基礎教練でもあると考へて居るのです。」(同上, p.132)と述べている。

当時一部で流行しつつあった児童の作曲に関しては、「従来の児童に対する作曲教授はたゞ徒らに唱歌音楽

の形式を授け、音程練習にのみ心を傾け、その原動力となるべき音楽の創造的想像能力を養ふことに思ひ到らなかったといふことは、音楽創造の本質を没脚したる根本的謬見と言はなければならぬ。……尋常四五年度の児童に、而も学級全体の児童に楽譜で以て直ちに創作（創造）させようとするのは、恰も足腰も立たない赤ん坊を強いて立たせようとするようなもので、結局労して効少ないばかりか、却ってそのために畸形児をつくることにもなる。…今日まで発表せられた多くの児童の作品は、不統一な不自然な子供らしくないものが大部分である」（同第175号、昭和3年、p.53）と批判し、「作曲などは一般児童に課する必要はない」（同第110号、大正11年、p.86）と否定した。

### 3. 教材論

山本は、唱歌教材について「高尚なる芸術的の歌曲を授けることは、吾々小学教師の役目では無い。……小学校の唱歌教授は、児童に相応せる簡単、平易、雅正なる歌曲に依って、彼等の性情を陶冶して行くのが本来の目的である。夫故に児童に対する題材は、凡べて彼等の容易に歌ひ得るもので、且つ快活純美なるものでなければならぬ。」（同第47号、大正6年、p.33）とし、具体的に次のように述べている。①題目は簡単明瞭で児童の思想内部に所有するもの、②歌詞のアクセントに曲節が結合していること、③易→難、卑近→高尚、④曲趣が偏らないこと、⑤季節に適合すること、⑥他教科と連絡を図る、⑦歌詞の内容は、道徳的、国民的、精神的、歴史的、及び日本固有の物語的材料に依って作られたもの、児童の日常實際生活に於いて親しみ深いもの、⑧長調の歌曲を中心に、⑨音域が適宜なるもの（同 pp.33~35）。

山本には、従来の学校唱歌教材が堅苦しく大人びていて児童にふさわしい良教材が不足しているという問題意識がある。学校唱歌と大正期に流行した童謡に対しての彼の論は次のようなものである。「明治三七八年の日露戦争以後今日まで…『教科連絡偏重時代』……唱歌教授は明らかに他教科との連絡ということが主要条件となって居る。……良教材の欠乏に困り果て、教材の供給を待つこと、……俄然『童謡』が頭を上げだして来た。……其の旋律付けられた若干の童謡も、実は童謡らしいものが多くて、真に童謡の香のするものが甚だ少ない。……今日の所謂童謡なるものは発生的というよりもむしろ作為的のものが少くない。だから…単なる一時的流行歌に過ぎないものが沢山ある。……小学校の唱歌教授は、決して西洋曲を授けるのが主目的でも無ければ、軍歌を教えるのが任務でも無い。また他教科に連絡せしむることも手段としては

至極結構であるけれども、併し夫れも決して主目的では無い。」（同第116号、大正12年、pp.9~13）。そこで山本は、「唱歌科としての最高任務は、矢張り自国の民謡童謡を基調として改作し、創作し、理想化して授くべきである」と考える。斯くてこそ国民教育として国民的感情教育として、最も合理的であり得る。また夫れでこそ家庭乃至社会との交渉もあるし、学校を卒業してからも自ら歌ふやうになり得るのである。（同上、p.13）と打開策を論じた。彼が我が国固有の民謡や童謡を重視するのは「民謡は…最もよく民衆の心を歌ひ、民衆の心を伝え、民衆そのものを表現してゐるものであるからである。而もその内容形式共に尤も簡易平明であるばかりで無く、最も地方的色彩を濃厚に表現してゐるものであるから吾人に尤も親しみと懐かしみと感ぜしむるものである。」（同第87号、大正9年、p.60）からである、これらの民謡や童謡はそのままで唱歌教材として使えないが、これを基として改良し学校唱歌教材に取り入れることによって、隔絶された学校音楽と社会音楽との融和を図ろうとしたのである。

また他教科との連絡については、「他教科に関係づけることは大に望ましいことであるに違ひないが、併し、徒らに他教科との聯絡にのみ囚われて、本来の使命を閑却するがごときは一大謬見であると言はなければならぬ。しかも其の題材の多くは功利的であり、且つ大人の思想感情を盛ったもので、児童の欲求とは甚だしき距離がある。」（同第163号、昭和2年、p.35）と否定的な意見を述べつつも、一方では「音楽は単にそれだけを一つの芸術として取り扱ふよりも寧ろ修身、国語、地理、歴史、理科、体操その他種々の教科に於て一つの自然的発光体として、殆ど凡ての教科の中に導入せられ、且つ種々の活動の中に織り込まれるべきである。斯くしてのみ音楽は児童の思想過程の中に入ることが出来、また日常生活の事件の中に一の場所を占有し得るのである。」（同第192号、昭和4年、p.346）とした。確かに山本の教授細目を見ると、かなりの唱歌が国語教材に関連づけられて配置されている。しかし彼は、従来のように国語読本の歌詞に旋律を付けた唱歌教材を使用するのではなく、題材が似通った唱歌教材を他教科に合わせて配当しているに過ぎない。逆にこれによって、他教科の授業において唱歌教材が併用されることを希望していたのである。すなわち以前のような隷属的な他教科との連絡でなく、唱歌を唱歌科の授業から積極的に学校内に展開していこうとしたのである。こうして彼は音楽の生活化を図ったといえる。

昭和5~6年以降は、教材に関し国民的ということが強調されてくる。「西洋曲に邦語を附したる歌曲に

於ては猶更国民的であり得ない。文学的には国民的であつても、音楽的には最も非国民的のものである。……西洋曲を排して、国民的、日本的、のものにしないでならぬ。」(史料2, pp.383~385)と述べている。

#### IV. 考察

大正期初めの山本の唱歌教授方法論は、従来一般的に行われていた教授法とそれほど変わっていない。しかし、大正10年頃から彼は鑑賞教育の意義を唱え始める。鑑賞教育を採り入れた理由のうちに、歌唱のみが音楽性の有無を決定するものでないということと、歌唱が不得意な児童にも鑑賞による楽しみ方が可能になるということと、長時間歌うことによる児童への身体的負担の軽減など、児童の側に立った見解が含まれている。しかし山本の鑑賞教育論に大きく影響を及ぼしたのは、人格教育を提唱したリンデの論である。彼はリンデの論を「唱歌教授の真の目的は児童の音楽性を陶冶するのであって聴覚の錬磨や技術の熟達はむしろ目的に対する手段である。……人格教育の立場から言へば、吾々は児童に唱歌を歌わすよりも寧ろ聴かしめる方に重きを置くのである。」(史料1, 第11号, 大正3年, p.234)と紹介している。しかし、リンデが教師の音楽的人格の力によって児童の内部に潜在する音楽性を陶冶する(同p.236)のに対し、山本が教材を通して音楽性の陶冶及び国民的陶冶を意図したのは、佐藤や守内の教材を重視した教育論の影響と思われる。また山本は、明治時代から主要目的であった徳性の涵養を、音楽教育の目的とはしない。これは佐藤の論とも同じである。

方法論上では、山本は、陶冶に必要な最低限度の基礎練習を、全て唱歌教材との有機的なつながりの中で行った。鑑賞教育においては、形式を教え、それを使って他教材で分析を行うという演繹法を主として採った。また鑑賞が唱歌教授に関連づけられて教授されたりしたことから、鑑賞は唱歌教材による陶冶を補助するものとしての役割も担っていた。さらに国民的陶冶は国民的な教材を使用することによって達成されるとした。一方児童の作曲活動に関しては教育的な効果を認めなかった。これらのことから彼の方法は活動を通した陶冶というよりも教材を通した陶冶であったといえる。

山本は、佐藤の時代には、音楽教育による児童の音楽性の陶冶や美的陶冶及び人格教育を目的とするが、守内の時代には、音楽教育による国民的陶冶を目的とするようになる。当初は、西洋音楽をはじめとし我が国固有の童謡や民謡を教材とするが、守内の時代には、西洋音楽を排し国民的音楽のみを教材とするようになる。芸術性よりも国民性を重視したのである。この背

景にはもちろん社会的な状況の変化の影響が大きいが、守内の教育論との因果関係も見逃せない重要な要因である。山本は、佐藤が主事であった昭和3年の唱歌科教授細目では鑑賞教材に西洋音楽を多用している(同第178号, 昭和3年, pp.116~131)が、守内が主事になり、西洋文化への批判や「我が伝統の協同社会本位の文化の精華」の発揮、「忠孝本位、国体本位、全体奉仕本位自然の純情本位の吾等が独特の文化王国」の建設といった守内の主張(同第207号, 昭和5年, pp.35~36)が『学校教育』誌上で展開されるようになると、前述したような山本の教材選択上の西洋音楽排斥論が見られるようになり(同第234号, 昭和7年, pp.67~71, 史料2, pp.383~387)、唱歌教材や鑑賞教材から西洋音楽の名曲が消えていく(史料1, 第239号, 昭和8年, pp.295~297)。しかし、守内が「世界の諸事情に接せしむること」(同第288号, 昭和11年, p.28, 同第289号, 昭和12年, p.43)の必要性を説くと、山本の教材論にも西洋音楽が復活する(同第293号, 昭和12年, pp.99~101, 同第309号, 昭和13年, pp.113~115)。以上のように、山本の主張の変化には守内の影響がかなり強かったと思われる。むしろ、山本の主張の変化は本心からではなく、学校の教育方針に従わざるを得なかったためとも推察される。このことは、ファシズムへ向かう風潮の中で山本が「皇国民錬成」という言葉を用いず、あくまでも「国民的陶冶」「日本精神の陶冶」という表現に止まっていることや、昭和49年に脱稿した未刊の著『新日本音楽教育』で西洋音楽を教材として採用していることなどからも裏付けられよう。

急進的な新教育思潮に迎合せず、所謂児童中心主義に対しどちらかといえば批判的であった広島高師附小において、山本も、児童中心の活動から出発する帰納法的な教授方法を採らず、教材を通した活動によって演繹法的な教授方法を採った。これは、彼が教材に文化的な陶冶価値を認めていたからであり、佐藤の主張した文化教育学の影響が窺える。

#### V. おわりに

大正期の芸術教育運動がもたらした自由画運動や綴り方運動は学校教育の実践にも採り入れられたが、童謡運動は学校教育に受け入れられたわけではなかった。大正期から昭和初期にかけての唱歌教育から音楽教育への転換に影響を及ぼしたものは何だったのか。山本壽の場合は、唱歌教材論に童謡運動の主張との一致点が見られるが、音楽教育観の背景には文化教育学の影響があったのではないだろうか。

## [注]

- 1) 山本壽は、東京音楽学校を卒業後、群馬県第二師範学校を経て、大正2年3月から昭和14年3月まで広島高等師範附小に在職した。山本壽に関する先行研究には、以下のものがある。  
寺本和則「山本壽の研究—新日本音楽教育(1)—プロフィール」鳥取大学教育学部研究報告【教育科学】第31巻第1号、1989年、pp.61~83  
寺本和則「山本壽の研究—新日本音楽教育(2)—音楽の本質と教育の目的」鳥取大学教育学部研究報告【教育科学】第31巻第2号、1989年、pp.313~323  
寺本和則「山本壽の研究—新日本音楽教育(3)—わらべうたと学校唱歌」鳥取大学教育学部研究報告【教育科学】第32巻第1号、1990年、pp.69~103  
中山裕一郎「大正及び昭和初期の音楽教育—山本壽の唱歌教育論・唱歌劇論を中心に」【エリザベト音楽大学研究紀要】第IX巻、1989年、pp.33~44  
沢崎真彦「唱歌教育から音楽教育への胎動—山本壽の音楽教育観を通して」【季刊音楽教育研究】第77号、1993年、pp.158~167  
吉富功修「大正期の唱歌劇に関する研究(1)—広島高等師範附属小学校の山本壽と小原国芳による唱歌劇の創始に至る経緯を中心として」【広島大学教育学部教科教育学科音楽教育学教室論集V】平成5年、pp.1~16  
吉富功修「大正期の唱歌劇に関する研究(2)—広島高等師範附属小学校における唱歌劇の発展(1)」【広島大学教育学部紀要】第2部第42号、平成5年、pp.111~120  
吉富功修「大正期の唱歌劇に関する研究(3)—唱歌劇唱歌劇作曲時期の山本壽の論述を中心として(1)」【広島大学教育学部紀要】第2部第43号、平成6年、pp.113~122  
吉富功修「大正期の唱歌劇に関する研究(4)—唱歌劇唱歌劇作曲時期の山本壽の論述を中心として(2)」【広島大学教育学部紀要】第2部第44号、平成7年、pp.75~84
- 2) 佐藤熊治郎は、東京高等師範学校卒業後、北海道師範学校、長野師範学校を経て、明治44年から広島高等師範学校に奉職した。
- 3) 守内喜一郎は、広島高等師範学校を卒業後、大分師範学校、京都府師範学校、広島高等師範学校、奈良女子師範学校、佐賀師範学校を経て、昭和4年から広島高等師範学校に奉職した。

## [史料]

1. 学校教育研究会編輯【学校教育】学校教育研究会、第1号~320号、大正3年1月~昭和14年5月
2. 学校教育研究会編輯【我等の教科経営】学校教育研究会、昭和8年
3. 学校教育研究会編輯【各科教案の新建設】学校教育研究会、昭和8年
4. 佐藤熊治郎【教授方法の芸術的方面】目黒書店、大正10年
5. 佐藤熊治郎【各教科の自己法則性と教授の要諦総論】東宛書房、大正11年
6. 守内喜一郎【教科経営学概論】成美堂、昭和12年
7. 山本壽【小学校に於ける唱歌教授の理論及実際】目黒書店、大正7年
8. 山本壽【音楽の鑑賞教育】目黒書店、大正13年
9. 山本壽【新日本音楽教育】未刊、昭和49年

## [参考文献]

- 荒巻敦「芸術教育運動の教授学的検討— Ernst Weber の教育芸術論を中心に」【教育学研究紀要】第40巻第1部、中国四国教育学会、1994年、pp.160~165
- 上野浩道【芸術教育運動の研究】風間書房、昭和56年
- 佐藤熊治郎【自発性の原理の展開】(復刻版) 玉川大学出版部、昭和52年
- 篠原助市【独逸教育思想史】下巻、創元社、昭和22年
- 拙稿「明治後期より昭和期戦前における東京高等師範学校附属小学校に見られる音楽教育観の変遷—田村虎藏・青柳善吾・井上武士を中心に」安田児童教育学会第7回大会発表資料、1997年
- 拙稿「大正期後半から昭和初期における奈良女子高等師範学校附属小学校に見られる教育思想と音楽教育観」日本教科教育学会第23回全国大会発表資料、1997年
- 大日本学術協会篇【現代日本教育学大系】第11巻、モナス、昭和3年
- 寺田貴雄「大正期の音楽鑑賞教育におけるアメリカの音楽鑑賞教育書の影響」日本音楽教育学会第28回大会発表資料、1997年